

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第2号（平成20年2月18日）

後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

（設置）

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（平成21年2月・一部改正）

（基金の額）

第2条 基金の額は、宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が国から交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額とする。

（平成21年2月・一部改正）

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下この条において「条例」という。）附則第4項、第5項、第14項、第15項、第20項、第23項、第26項及び第29項の規定による被扶養者であった被保険者に対する賦課に基づく保険料の減額のための財源に充てる場合

前号に規定する保険料の減額その他法の円滑な施行に関する広報啓発に要する費用の財源に充てる場合

広域連合が事業計画を策定し、広域連合又は広域連合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合

広域連合が事業計画を策定し、広域連合又は関係市町村において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合

条例第14条第1項の規定による所得割額の減額及び同条第2項第2号に規定する被保険者均等割額の減額（ただし、同項第1号に規定する額に相当する額を控除した額に限る。）のための財源に充てる場合

条例附則第17項、第21項、第24項、第27項及び第30項の規定による被保険者均等割額の減額（ただし、条例第14条第2項第1号に規定する額に相当する額を控除した額に限る。）のための財源に充てる場合

（平成21年2月・平成21年6月・平成22年2月・平成23年2月・平成24年2月・平成25年2月・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(平成21年2月・平成22年2月・平成25年2月・一部改正)

附 則(平成21年2月5日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月9日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月10日条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月2日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月9日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月8日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公布の日から施行する。